

# 令和6年度 第1回 安平町地域公共交通会議 議案

(兼 安平町地域公共交通協議会)

令和6年6月27日(木) 13:30～  
安平町役場総合庁舎 大会議室

～ 会議次第 ～

## 1 委嘱状交付

|                            |         |     |
|----------------------------|---------|-----|
| [6月27日付け委嘱]                | .....   | P 2 |
| (変更) 北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課長 | 西崎 拓也 様 |     |
| 早来地区自治会連合会会長               | 山下 美樹 様 |     |
| 遠浅地区自治連絡協議会会長              | 山田 強 様  |     |
| 北海道開発局室蘭開発建設部苫小牧道路事務所長     | 石塚 達也 様 |     |
| 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室地域調整課長 | 山平 秀典 様 |     |
| 北海道警察札幌方面苫小牧警察署交通第一課長      | 宮崎 翔太 様 |     |

## 2 議 事

|                               |       |           |
|-------------------------------|-------|-----------|
| (1) 安平町地域公共交通計画の令和5年度評価について   | ..... | P 3       |
| ①施策評価及び計画の進捗状況                |       |           |
| ②達成度評価指標と実績値                  |       |           |
| (2) 令和6年度の地域公共交通対策事業について      | ..... | P 7       |
| ①安平町の地域公共交通対策事業               |       |           |
| ②沿線連携による室蘭線利用促進事業             |       |           |
| (3) 循環バスに係る地域公共交通確保維持事業計画について | ..... | P 16 及び別冊 |
| (4) 安平町地域公共交通協議会の決算及び予算について   | ..... | P 18      |

## 3 その他

# 安平町地域公共交通会議 安平町地域公共交通協議会 委員名簿

令和6年6月27日現在（委嘱者変更）

任期：[交通会議] 令和4年9月12日～令和6年9月11日  
[協議会] 令和4年9月12日～令和6年9月11日

| 区 分                                    | 役 職   | 所 属 ・ 役 職 名                                     | 氏 名                   |
|--|-------|---|-----------------------|
| 町長が指名する者                               | 会 長   | 安平町副町長  | 田 中 一 省               |
| 室蘭運輸支局長が指名する者                          |       | 室蘭運輸支局首席運輸企画専門官                                 | 門 間 俊 也               |
| 北海道胆振総合振興局長が指名する者                      |       | 北海道胆振総合振興局地域創生部<br>地域政策課長                       | 西 崎 拓 也<br>R6.6.27 変更 |
| あつまバス株式会社の代表                           | 協議会監事 | あつまバス株式会社営業部営業課次長                               | 吉 田 章                 |
| 有限会社追分ハイヤーの代表                          |       | 有限会社追分ハイヤー運行管理者                                 | 及 川 竣 介               |
| 北海道旅客鉄道株式会社の代表が指名する社員                  |       | 北海道旅客鉄道株式会社<br>総合企画本部 地域交通改革部専任部長               | 海 原 邦 夫               |
| 地 域 住 民 の 代 表                          |       | 安平町追分地区町内会連合会 会長                                | 真 保 立 至               |
|  | 協議会監事 | 安平地区連合自治会 会長                                    | 佐 々 木 弘               |
|  |       | 早来地区自治会連合会 会長                                   | 山 下 美 樹<br>R6.6.27 変更 |
|  |       | 遠浅地区自治連絡協議会 会長                                  | 山 田 強<br>R6.6.27 変更   |
|  |       | 安平町老人クラブ連合会 副会長                                 | 西 川 勲                 |
| 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表 |       | 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会<br>室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会<br>議長代理 | 工 藤 幹 彦               |
| 道路管理者が指名する職員                           |       | 北海道開発局室蘭開発建設部<br>苫小牧道路事務所長                      | 石 塚 達 也<br>R6.6.27 変更 |
|  |       | 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室 地域調整課長                     | 山 平 秀 典<br>R6.6.27 変更 |
| 北海道警察札幌方面苫小牧警察署長が指名する職員                |       | 札幌方面苫小牧警察署<br>交通第一課長                            | 宮 崎 翔 太<br>R6.6.27 変更 |
| 学識経験者                                  |       | 苫小牧工業高等専門学校<br>創造工学科(都市・環境系) 教授                 | 下 夕 村 光 弘             |
| 交通会議が必要と認める者                           |       | 安平町商工会 会長                                       | 小 林 正 道               |

議事（1）

安平町地域公共交通計画の令和5年度評価について

安平町地域公共交通計画の進行管理については、計画期間（5年）毎の大きな評価等のほかに、小さな評価等を毎年行うこととしています。つきましては、計画の令和5年度評価として、下記のとおりお諮りいたしますので、委員の承認を求めます。

記

①施策評価及び計画の進捗状況（●実行済み、△未着手）

| 進捗状況                                | 主な実施状況  |
|-------------------------------------|---|
| <b>基本目標1 幹：幹線の利用促進と維持改善</b>         |   |
| 施策① シームレスな公共交通体系の維持による公共交通利用者の確保    |   |
| 着手済み                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～追分高校通学費補助を町内生徒全員・全額補助に拡充</li> <li>→●R5～町外から通う生徒を含む全生徒・JR 通学定期全額補助に拡充</li> <li>●R5～JR室蘭線苫小牧 7:31 発-追分 8:09 着を毎日運行に(休日運休とりやめ)</li> <li>●R5～JR ダイヤ改正に対応したあつまバス時刻改正・接続確保</li> <li>●R5 あつまバスの運賃改定(物価高騰・収支改善等)</li> </ul> <p>[参考] R6～JR ダイヤ改正に対応したあつまバス等の時刻改正・接続確保<br/>R6～現況に即したあつまバス停留所名の変更</p> |
| 施策② 関係機関との協議による議論の活発化               |   |
| 着手済み                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～JR 室蘭線協議会及び室蘭線アクションプラン実行委員会事業の実施</li> <li>●R5～国・道補助を活用したローカル鉄道再構築の調査実証事業の実施</li> </ul> <p>[参考] R6～JR北海道に対する国の監督命令に対応した沿線連携の取組み</p>   |
| <b>基本目標2 枝：きめ細かい支線の機能強化</b>         |   |
| 施策③ 現状のルートや運行時間に配慮した利便性の高い循環バスへの見直し |   |
| 着手済み                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～自由乗降区間の拡充及び路線見直し協議実施</li> <li>●R5～停留所2増1減(経路・時刻見直し)、自由乗降区間の新設1延長1</li> </ul> <p>[参考] R6～千歳-追分間の普通列車との接続改善<br/>R6～自由乗降区間の新設1か所</p>  |
| 施策④ 移動ニーズに合わせた選択と集中による強弱のある運行形態への変更 |   |
| 未着手                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>△住民と運転手等事業者の両者にメリットのある方式の調査検討</li> <li>△貨客混載輸送の調査検討</li> </ul>   |
| <b>基本目標3 葉：自由度の高い町内交通の振興</b>        |   |
| 施策⑤ 事前登録、利用予約など乗車前の仕組みの改善           |   |
| 着手済み                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～スマホ教室においてデマンドバスのスマホ予約をPR、予約方法を解説</li> <li>●R4～あびらチャンネルでの公共交通CM宣伝(毎年制作・放映増)</li> <li>●R5～デマンドバス利用者登録をメールや郵送でも対応拡充</li> </ul>  |

|  |  |
|--|--|
| <b>施策⑥ デマンドバスの改善とハイヤーとのすみ分け・補完</b>               |  |
| 着手済み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～デマンドバス運行協議会(商工会主宰)等での改善協議</li> <li>●R5～ハイヤー空白状態に対応したデマンドバス早来・遠浅エリアの「方向制限・始発時刻見直し」「停留所増設」実施</li> </ul> <p>[参考] R6 スマホアプリMONET予約者無料乗車キャンペーンの実施</p>  |
| <b>施策⑦ 土日を含めた持続可能な輸送手段確保のための継続的な人材確保・資金調達の検討</b> |  |
| 着手済み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～運転手確保に向けた事業検討</li> <li>●R5～第二種運転免許取得費助成事業の開始(全額～2/3 補助)</li> <li>●R5～地域おこし協力隊制度活用によるハイヤー運転手の公募実施(2名枠)</li> </ul> <p>[参考] R6 地域おこし協力隊制度活用によるハイヤー運転手の確保(1名)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●R5～持続可能な人材確保を目的としたライドシェア等の調査検討</li> </ul> <p>△運賃按分相乗りタクシー及びデマンドバス又はタクシーのフィーダー補助適用検討</p>     |
| <b>基本目標4 横断的な利用促進策の強化による公共交通の活性化</b>             |  |
| <b>施策⑧ ICT 技術を活用した公共交通の利用促進</b>                  |  |
| 着手済み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～循環バス GTFS オープンデータ化実施(Google 等で検索可能に)</li> </ul> <p>△MaaS 推進、バスロケーションシステムやデジタルサイネージの検討</p>   |
| <b>施策⑨ 生活交通を中心とする観光二次交通への応用</b>                  |  |
| 未着手  | <p>△観光応用・外需獲得による生活交通の維持確保策の検討</p> <p>(例: 低速電動車両や馬車、レンタサイクル、観光列車やサイクルトレインなど、乗ること自体も目的になる移動手段)</p>   |
| <b>施策⑩ 企画乗車券や割引サービス等の運賃施策の検討・継続</b>              |  |
| 着手済み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～ハイヤー運賃半額助成(コロナ対策・時限)の恒久的事業化協議</li> <li>→●R5～ハイヤー運賃半額助成(公共交通確保対策)を恒常的事業に転換</li> <li>●R4～福祉交通助成及び運転免許自主返納者支援助成の継続</li> <li>→●R5～福祉交通助成の継続申請免除(自動郵送交付)の実施</li> </ul> <p>[参考] R6～課題のあった福祉交通助成における有効期限化(1年)の実施</p> <p>△ふるさと納税やダイレクトメール等を条件とした町外者サービスの検討</p> <p>(例: 観光者や町民親族に対するデマンドバス特認、共通回数乗車券交付)</p> |
| <b>施策⑪ 町民自らが考え、協働による意識の醸成</b>                    |  |
| 着手済み   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●R4～総合時刻表・乗り方ガイドの発行継続等による広報活動(見える化推進)の実施</li> <li>●R4～住民対話型の意見交換・利用啓発(各種集会への出張説明等)</li> <li>●R4～ノーマイカー運動(JR 室蘭線で行こう! うまかまつり、町職員の通勤・出張時の鉄道等利用、鉄道等利用促進活動費助成金の実施及び室蘭線の旅モデルプランの提供)</li> <li>●R4～駅や停留所の美化活動など町民協働による機運や愛着の醸成</li> </ul>  |

**②達成度評価指標と実績値 (達成4、未達成2)**

| 安平町内4駅の「JR駅利用者数(人/日)」             |   |        |        |        |        |        |
|-----------------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 策定時現況値                            |   | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     |
| 523<br>(R3)                       | 目標値   | 515    | 507    | 499    | 491    | 483    |
|                                   | 実績値   | 617    | 572    |        |        |        |
| 実績値<br>説明等                        | JR北海道及び沿線市町との連携による取組や当町の利用促進事業の効果が一定程度みられるものと評価。ただ、単年度目標値は達成しているが、人口減が影響し前年度比では減少。  |        |        |        |        |        |
| 「あつまバス利用者数(人/年度)」 (R5=R4.10~R5.9) |   |        |        |        |        |        |
| 策定時現況値                            |   | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     |
| 82,068<br>(H30~R2平均)              | 目標値   | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 |
|                                   | 実績値   | 79,553 | 79,554 |        |        |        |
| 実績値<br>説明等                        | やや目標値を下回ったものの、あつまバスの取組や当町の共通回数乗車券(使用額14%増)の効果があっての結果であると評価。ただし費用が高み収支率が悪化しており注視が必要。   |        |        |        |        |        |
| 「循環バス・デマンドバス利用者数(人/年度)」           |   |        |        |        |        |        |
| 策定時現況値                            |   | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     |
| 8,283<br>(R1~R3平均)                | 目標値   | 8,200  | 8,200  | 8,200  | 8,200  | 8,200  |
|                                   | 実績値   | 9,054  | 9,576  |        |        |        |
| 実績値<br>説明等                        | 循環バスは堅調な伸び。デマンドバスもハイヤー空白対策として停留所増などを実施し利便性を向上させたため、前年比増となり回復基調(循:5,996人、デ:3,580人)。  |        |        |        |        |        |
| 「循環バス・デマンドバスの経常収支率」               |   |        |        |        |        |        |
| 策定時現況値                            |   | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     |
| 4.8%<br>(R3)                      | 目標値   | 5.0%   | 5.0%   | 6.0%   | 6.0%   | 6.0%   |
|                                   | 実績値   | 5.5%   | 5.7%   |        |        |        |
| 実績値<br>説明等                        | 循環バス、デマンドバスともに運賃収入の増により改善(循5.5%、デ6.1%)したが、デマンドバスの費用増がR6にあることから、R8目標6.0%の達成にはデマンドバス年間4,400人程度まで利用回復が必要。  |        |        |        |        |        |
| 「公共交通に対する町負担割合」                   |   |        |        |        |        |        |
| 策定時現況値                            |   | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     |
| 80.2%<br>(R1)                     | 目標値   | 80%    | 84%    | 86%    | 88%    | 90%    |
|                                   | 実績値   | 82.8%  | 86.2%  |        |        |        |
| 実績値<br>説明等                        | 目標値に比して費用は横ばい、運賃収入は増えたが国庫補助減により目標値を下回った。公共交通をインフラと捉え今後内容充実に向け費用増を想定。充実を図りつつ国の補助や運賃収入増により計画期間内は10%増以内にとどめる考え。  |        |        |        |        |        |
| 「循環バス・デマンドバスの利用者の満足度」             |   |        |        |        |        |        |
| 策定時現況値                            |   | R4     | R5     | R6     | R7     | R8     |
| 30.0%<br>(R3)                     | 目標値   | 30%    | 40%    | 50%    | 60%    | 70%    |
|                                   | 実績値   | 調査せず   | 92.1%  |        |        |        |
| 実績値<br>説明等                        | R3現況値は地域公共交通計画策定時アンケート結果を使用。R5以降からは乗客満足度アンケート調査を実施し、循環バスとデマンドバスに対して「満足・やや満足」と回答した率(164名中151名)を使用。R5はハイヤー空白対策による「方向制限・始発時刻見直し」「停留所増設」といった臨時的なサービス拡充を行っていることから究極的な数値を示したものと評価。R8までの計画期間中において70%以上の満足度を継続的に得られるよう取り組みを進める。 |        |        |        |        |        |



# 安平町地域公共交通計画を策定しました

～ 計画の推進・具現化に向けて、みなさんの参画をお願いします ～

あびら地域公共交通だより

第4号

## 計画の概要

安平町地域公共交通協議会では、令和4年度から向こう5年間の指針とする「安平町地域公共交通計画」を策定しました。この計画は、「安平町地域公共交通網形成計画（平成29年度～令和3年度）」に続く、第2期計画となります。計画の詳細については、町ホームページまたは政策推進課でご覧いただけます。

安平町における公共交通の最大の課題は、鉄道とハイヤーにあると認識しています。道や近隣市町との連携や観光者といった広域の観点も踏まえたさらなる利用促進等を図ることはもとより、ハイヤーとデマンドバス、あるいは循環バスをも一体的に捉え直し、従来の機能分担型の交通体系にとどまらない「人の生活を中心に置いた最適化」という視点から、移動ニーズにあった柔軟な交通体系への再構築等を検討するとして「守りと攻めの両輪」により、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される持続可能な公共交通の実現を目指していきます。

これら計画の推進に当たっては、行政や交通事業者のみならず、町民の皆さんのご理解とご協力が不可欠となります。高齢化が進むにつれて公共交通を求める声が大きくなる一方で、地域内の人口が減少することで公共交通を必要とする量は減少することが想定されることから、内外の資源を総動員し、役割分担の下で運営側の責任（より良いサービス提供等）と使う側の責任（乗客になること等）を果たしていくことが重要になります。今後とも町に関わる皆さんの積極的な参画をお願いします。

## 計画の体系

**基本理念** 歴史ある鉄道の維持を基本として、既存輸送資源を存分に活用して、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される公共交通を目指す

**基本方針** 移動目的に合わせたICT技術等の多様な連携による利便性が高く、持続可能な公共交通の実現

### 課題

**鉄道の利用を進める方策の検討**  
⇒町のみならず沿線市町や交通事業者間での取り組みの進化 等

**あつまバスの維持による鉄道の補完**  
⇒連携および接続の強化、利用促進や生産性の向上 等

**きめ細かなサービスの拡充による循環バス利用者の確保**  
⇒多様で変化する住民ニーズへの柔軟対応 等

**デマンドバスの運用改善**  
⇒交通体系全体の最適化を念頭に置いたサービスの改善 等

**人手不足に対応したデマンドバスとハイヤーの時間帯別運用の検討**  
⇒業務改善や人材確保 等

**運行情報の見える化等、ICT技術の活用による安心感と利便性の向上**  
⇒急速に進むデジタル化対応 等

**ニーズに対応した移動しやすい環境**  
⇒物心両面の対策、福祉輸送と公共交通の狭間への着目 等

**インフラとしての納得性の高いサービス提供と自家用車から公共交通への意識改革**  
⇒認知度向上、誘導策 等

**環境への配慮、交流・振興**  
⇒単なる移動手段にとどまらない生活交通の延長としての存在価値の向上 等

### 基本目標

**基本目標1：幹  
幹線の利用促進と維持改善**

**基本目標2：枝  
きめ細かい支線の機能強化**

**基本目標3：葉  
自由度の高い町内交通の振興**

**基本目標4  
横断的な利用促進策の強化による公共交通の活性化**

### 施策

**施策①** シームレスな公共交通体系の維持による公共交通利用者の確保  
⇒追高通学定期券補助、接続環境の向上等

**施策②** 関係機関との協議・連携による議論の活発化  
⇒交通事業者、道・沿線市町、福祉・医療等

**施策③** 現状のルートや運行時間に配慮した利便性の高い循環バスへの見直し  
⇒自由乗降区間の拡充、路線見直し等

**施策④** 移動ニーズに合わせた選択と集中による強弱のある運行形態への変更  
⇒午前便の増便・午後便の削減、貨客混載等

**施策⑤** 事前登録、利用予約など乗車前の仕組みの改善  
⇒スマホ予約システムの改善や登録促進等

**施策⑥** デマンドバスの改善とハイヤーのすみ分け・補完  
⇒方向限定の解除、ハイヤー空白の改善等

**施策⑦** 土日を含めた持続可能な輸送手段確保のための継続的な人材確保・資金調達等の検討  
⇒兼業や協力隊の活用、二種免許取得支援等

**施策⑧** ICT技術を活用した公共交通の利用促進  
⇒循環バスのオープンソース化（乗り換え検索等が可能に）、MaaSの導入検討等

**施策⑨** 生活交通を中心とする観光二次交通への応用  
⇒乗ること自体も目的になる移動手段検討等

**施策⑩** 企画乗車券や割引サービス等の運賃施策の検討・継続  
⇒運賃支援策の継続、町外親族への拡充等

**施策⑪** 町民自らが考え、協働による意識の醸成  
⇒ノーカー運動、試乗体験ツアーの支援等

### 私たちへの影響

- ▶ 鉄道のあるまち・暮らし
- ▶ 都市機能を楽しむことができる移動環境の確保

- ▶ 自宅や目的地と近い乗降環境になり利便性が向上
- ▶ 地域経済の基礎となる移動の確保～商業施設等の維持に貢献

- ▶ 高齢者は通院や買い物に行きやすくなる
- ▶ 子どもは教育活動に参加しやすくなる
- ▶ 支える人材と乗客の獲得による自由度の高い移動の確保（移動のセーフティネット構築）

- ▶ ICT技術を活用した便利にお得に利用できるサービスで、公共交通がより身近になる

- ▶ 高齢者等を支えるスマホ教室、紙媒体による情報提供で安心

取り組みの例（⇒）は、実施段階でさらなる検討を行いますので確約するものではありません。

## 議事（２）

### 令和６年度の地域公共交通対策事業について

#### **①安平町の地域公共交通対策事業**

\*安平町地域公共交通計画に基づく各種施策・事業の推進

- ・「鉄道のあるまち・暮らし」の見える化など、連携と協働による守り育てる取組や「守るだけでは残らない」事業者と住民の互惠を念頭に置いた事業の実施、検討

#### **【令和６年度の主な改善内容】**

- ◇鉄道）「ＪＲ室蘭線で行こう！うまかまつり」の予算拡充（250人→400人）
- ◇循環バス）追分駅での千歳-追分間の普通列車との接続改善
- ◇循環バス）自由乗降区間の拡充（追分高校前の新設）
- ◇デマンドバス）スマホアプリ予約者無料乗車キャンペーンの実施
- ◇ハイヤー）地域おこし協力隊制度活用によるハイヤー運転手の確保（１名）
- ◇ハイヤー）ハイヤー車両導入費補助金の創設によるハイヤー空白対策（１台）
- ◇共通）福祉交通助成の共通回数乗車券を有効期限有り（１年間）に

理由①：予算の原則に回帰（タンス預金化が多く、いつ交付したものがどれだけ使用されているか把握が不可能であった。また、一般販売、福祉交通助成、免許返納支援の３事業で同じ見た目の券を使用しているため事業別実績も把握できなかった。）

理由②：住民意見の反映（福祉交通助成で交付された券が他人に流れていること点について住民より改善意見があった。）

- ◇共通）運転免許自主返納者支援事業の交付対象年齢の引き下げ（75歳→70歳）

ほか別添のとおり

#### **②沿線連携による室蘭線利用促進事業（室蘭線活性化連絡協議会事業等）**

##### **【令和５年度の主な事業】**

- ・「鉄道フェスティバル in 北海道」への出展PR
- ・調査実証事業「室蘭線・日高線ご当地カードラリー」「ＪＲ定期券で路線バスに乗れる実証事業」等の実施
- ・炭鉄港推進協議会「未来へつながる日本遺産炭鉄港魅力発掘事業」への協力
- ・日高線及び室蘭線協議会連携「ラッピング列車プレ運行&お披露目見学会」開催

##### **【令和６年度の主な新規事業（予定）】**

- ・ＪＲ北海道による観光列車「HOKKAIDO LOVE!ひとめぐり号」への協力

\*室蘭線協議会の令和５年度事業報告及び令和６年度事業計画の詳細は、協議会総会が開催されしだい当会議にも報告したい。

\*室蘭線の輸送密度は減少を続けており大変厳しい状況となっているが、年間10億円を超える民間による公共的事業を住民生活やまちづくりに活かさない手はないとの考えのもと、オール北海道はもとより、室蘭線沿線市町及び安平町独自でも利用促進を図っていく考え。

安平町地域公共交通計画(計画期間:R4~R8)に基づき施策・事業を推進

基本理念◇歴史ある鉄道の維持を基本として、既存輸送資源を存分に活用して、将来の魅力ある地域社会を見据えた便利で利用される公共交通を目指す
基本方針◇移動目的に合わせたICT技術等の多様な連携による利便性が高く、持続可能な公共交通の実現
基本目標◇1 幹線の利用促進と維持改善 2 きめ細かい支線の機能強化 3 自由度の高い町内交通の振興 4 横断的な利用促進策の強化による活性化

最大の課題は「鉄道」と「ハイヤー」 輸送資源を総動員して解決を目指す

▶早来地区ハイヤー空白等対策 [拡充]

[第二種運転免許取得費助成]
バス・ハイヤー会社運転手育成支援(町民全額・町外者2/3)
[地域おこし協力隊制度の活用]
早来地区ハイヤー空白解消2名募集→R6.6に1名着任
[循環バスとデマンドバスでハイヤー空白の緩和策]
停留所や自由乗降区間を拡充、経路・時刻表の改正
[ハイヤー車両導入費補助金] 空白改善の車両8割補助

▶「循環バス」の運行 (H31.4~) [改善]



[循環バス導入の再編効果等(R6改善点は下線)]
・重複2路線を廃止し、4地区を跨ぐ移動ニーズに対応
・週4日→平日週5日運行に。1日4便→10便に。
・ただ1時間毎に走らせるのではなく、どんな人がどんな目的のために乗るかを具体的に想定した時刻・経路
・JR追分駅と早来駅で、鉄道や幹線バスとの接続改善
・自由乗降区間の増設による利便性向上
・右記ソフト事業と連携した総合力・相乗効果を期待

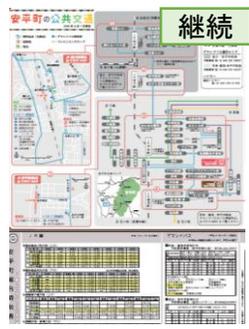
▶定住自立圏事業:苫市内バス通学定期代補助 [新規]

▶JR石勝線減便代替輸送 町負担で継続 [継続]

▶デマンドバスのスマホ予約アプリ「MONET」アプリ予約者無料乗車キャンペーン [拡充]

▶ハイヤー運賃半額補助 [継続]
R5~コロナ対策から公共交通確保等に目的変更し継続

▶公共交通全体の利用促進策の展開 (総合時刻表の配布、共通回数乗車券の発行等)



[時刻表・路線図・利用ガイド]
・賢く上手な交通の組合せを啓発(組合せのモデルケースも掲載)
・町内公共交通を全て網羅
・公共施設や食・宿・生鮮店舗のマップも掲載
・各交通モードの車両や乗り方・運賃等を写真や図を用いて案内
・乗り継ぎメモとして使える「私の時刻表(名刺サイズ)」も掲載

時刻表掲載ページ→



[共通回数乗車券の発行] [継続]

・10枚価格で11枚購入でき、町内の全ての公共交通で使用可能(JRは切符代)
50円券は、子ども運賃の支払いに便利！
200円券は、循環バスの運賃の支払いに便利！
300円券は、デマンドバスの運賃の支払いに便利！
3種類を組み合わせて使用すれば、ハイヤー初乗り運賃600円にもなるので便利！



⇒他交通機関にも利用流動化させ、奪い合いではない全体の活性化を

⇒共通回数乗車券購入額の10%をポイントあびら付与(地域通貨連携)

[利用促進に繋がる二次交通の研究] [継続]

グリーンスローモビリティ、E0転車、馬車、ライドシェア等

▶ノーマイカー運動

(町全体の取組み・町役場での取組み)

①JR室蘭線で行こう！うまかまつり [予算拡充]

・R5は341名乗車！「うまかまつり」に、鉄道に乗って参加する方に対してまつり出店商品券を配布
⇒沿線住民挙げて鉄道利用促進、まつり増客に期待

②免許返納者への公共交通の利用支援 [予算拡充]

(運転免許自主返納者支援事業R1~)

・年間33,000円の共通回数乗車券を交付
⇒「免許返納×公共交通利用促進」の取組み
H28/4人⇒R1/37人、R4/29人、R5/31人

③ノーマイカーデーの実施(町役場での取組み) [継続]

・月1回以上、通勤に公共交通を利用する運動
・札幌や苫小牧、岩見沢への公務出張時は、積極的に鉄道を利用
⇒町職員が率先して鉄道を利用し、町民等にも利用を促す呼び水になることを期待

④鉄道等利用促進活動助成金 [継続]

・「鉄道のあるまち・暮らし」や「都市機能の享受」を
・炭鉄港施設等への4人以上のグループ旅行に助成文化・交流活動の回復を目指す(R5補助率拡充)

その他、町民団体による駅美化や花植活動などの協働事業、あびらチャンネル等での利用啓発CM、室蘭線沿線市町等による事業実施(情報発信等)、JRヘルシーウォーキングや道の駅等とのイベント連携など、多様な連携により利用促進策を展開中。福祉交通助成の共通券交付「有効期限有り」に [改善]



## 安平町の公共交通 春のダイヤ改正等のお知らせ



この春は、定例のダイヤ改正のほか、町民の皆さんのご意見やご利用状況などを踏まえた循環バスやデマンドバスの運行内容の変更を行います。

詳しくは、安平町ホームページまたは今号と一緒に配布している「安平町の公共交通（時刻表・路線図・乗り方ガイド）」をご覧ください。

【問合せ・公共交通の役場相談窓口：政策推進課政策推進グループ ☎22-2751】

### ◆ 令和6年春の主な改正等事項

| 交通機関                      | 概要   | 改正時期           |
|---------------------------|--|----------------|
| 鉄道                        | ① J R 室蘭線・石勝線の <b>運行時刻を改正</b><br>② J R 石勝線の <b>特急おおぞら・とかちを全車指定席化</b>   | 3月16日          |
| 地域間<br>幹線バス               | ① あつまバス 苫小牧線の <b>運行時刻を改正</b><br>② あつまバスの <b>停留所名を変更</b><br>旧) 中学校前 → 新) <b>北進</b> 旧) 小学校前 → 新) <b>大町三叉路</b><br>③ あつまバスの <b>運賃を改定</b> (令和5年12月1日改定済み)   | 4月1日<br>(③を除く) |
| 循環バス                      | ① J R 石勝線の時刻改正に伴い <b>運行時刻を改正</b><br>(千歳-追分間の普通列車との接続改善)<br>② <b>フリー乗降区間の追加</b> (追分高校前の新設)  | 4月1日           |
| <b>スマホ予約可能!</b><br>デマンドバス | ① 早来・遠浅市街地 <b>バス停を追加</b> (「早来学園」の新設)<br>早来地区のハイヤー空白状態による不便な状況を緩和するための拡充<br>② 追分・安平市街地 <b>バス停を追加</b> (「安平公民館」の新設)<br>③ <b>スマホアプリ予約者無料乗車キャンペーン</b> を1年間限定で実施<br>(ページ下段の <b>Pick up!</b> をご覧ください)   | 4月1日           |
| ハイヤー                      | 令和6年3月現在、早来地区における(有)追分ハイヤーの営業は、 <b>運転手不足のため休止中</b> ですが、 <b>地域おこし協力隊員1名が5～6月頃に着任</b> する見込みが立ち、 <b>その後、一部営業を再開する予定</b> です。営業再開に関する詳しい情報は、町ホームページや広報紙でもお知らせします。<br><br>令和6年度も次の取り組みを継続して実施し、各公共交通機関の連携と共存を図りながら、早来地区でのハイヤー営業を確保していきます。<br>[継続] ハイヤー運転手等に必要な <b>第二種運転免許の取得費助成</b><br>[継続] <b>地域おこし協力隊制度</b> を活用した運転手等の確保 (さらにもう1名)<br>[継続] 町民対象の <b>ハイヤー運賃半額助成</b> (町内移動・近隣医療機関) |                |

### Pick up!

#### デマンドバス主な改正等事項③ 「スマホアプリ予約者無料乗車キャンペーン」

アプリで予約し乗車した方の運賃を町が負担する利用促進事業で、新規登録を済ませれば、その日の乗車から無料で乗車できます!

#### 【新規登録の流れ～アプリ予約を始めるための2ステップ】

1. デマンドバス登録証をお持ちでない方は、商工会でデマンドバスの利用者登録 (郵送・FAX可) を済ませます。
2. 「MONETバス予約」のアプリをダウンロードし、氏名・電話番号・自宅の位置などを入力すれば初期設定が完了!



※ご利用には商工会での利用者登録が必要です。

スマホアプリ  
「MONETバス予約」  
が便利な点

メリット① 営業時間外でも予約申し込みが可能!

メリット② 乗車時間の直前に通知が届く!

メリット③ 車両の現在位置がわかる!



24時間可能!



みんなで乗れば、  
未来が変わる。  
考えよう。行動しよう。公共交通の未来。

# JR室蘭線で行こう!

## なびなび うまかまつり

ビールがうまか時季ですね!今年もやります!

指定するJR室蘭線に乗って来場する方に早来駅で  
「**出店商品券1,000円分**」を進呈!

指定便はこの9便!



7日(日)のタレントショーは  
●中西圭三ライブショー  
●ゴ☆シヤスお笑いショー

|         | 苫小牧駅    | 遠浅駅     | 早来駅     | 安平駅     | 追分駅     | 岩見沢駅    |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 7月6日(土) | 13:22 → | 13:39 → | 13:45   |         |         |         |
|         |         |         | 14:21 ← | 14:16 ← | 14:09 ← | 13:03 ← |
|         |         |         | 16:19 ← | 16:13 ← | 16:06 ← | 15:05 ← |
|         | 15:58 → | 16:15 → | 16:21   |         |         |         |
|         | 17:15 → | 17:32 → | 17:38   |         |         |         |
| 7月7日(日) |         |         | 8:35 ←  | 8:29 ←  | 8:23 ←  |         |
|         | 8:37 →  | 8:54 →  | 9:00    |         |         |         |
|         |         |         | 10:06 ← | 10:00 ← | 9:53 ←  | 9:03 ←  |

早来駅までの運賃 苫小牧駅:540円 遠浅駅:250円  
安平駅:250円 追分駅:340円 岩見沢駅:1,290円  
※交通系ICカードはご利用になれません。現金でのご準備をお願いいたします。

<事業詳細>

目的/ 沿線住民の室蘭線利用促進・機運醸成、  
まつり増客による地域活性化  
～乗ってまちづくりに活かそう公共交通!～

対象/ 令和6年7月6日(土)及び7月7日(日)の  
室蘭線指定便(上表)のいずれかに乗って  
早来駅で降車し、うまかまつりへ向かう方  
(幼児も可。乳児は除きます)

※先着400名(町内・町外の方問わず)

進呈/ まつり出店商品券(千円分)

商品券使用場所/ まつり会場の出店各店に限る

その他/ 出店商品券はお釣りができません。一部出店  
で商品券が使用できない場合があります。

券の進呈場所  
**早来駅**  
から会場までは  
徒歩で約1km



アサヒメロン  
朝食競争  
(6日(土))  
うまか杯ポニー  
サイクルGP  
(7日(日))

まつり  
会場

<会場までのルート>

旅行対象期間  
令和6年4月1日～  
令和7年3月31日

# 助成金でおトクに グループ旅行ができる!



地域の大切な公共交通である鉄道等の公共交通利用を促進するとともに、地域の経済や文化活動の活性化を図るため、町民の自主企画による鉄道等利用促進活動に要する費用に対して、町の予算の範囲内で助成金を交付します。

## R6実施継続!

### 助成金の交付対象者

(安平町鉄道等利用促進活動費助成金)

助成金の交付対象者は、安平町内に所在する次の団体です。

- 1 地域コミュニティ団体  
(自治会・町内会、社会教育団体、福祉団体など)
- 2 教育機関及び関連団体  
(子ども園、児童センター、小中高等学校及び部活動など)
- 3 産業関連団体  
(農協青年部、商工会女性部、事業所等の親睦会など)
- 4 公益性を有する非営利法人  
(ただし、収益を目的とした事業を除く。)
- 5 その他町長が特に認める団体

### 助成金の対象となる事業

助成金の交付の対象となる事業は、交付対象者が実施する室蘭線沼ノ端～岩見沢間の一部又は全部の利用を含む行事で4名以上の室蘭線片道以上の利用がある事業です。 ※以下「室蘭線」といいます。



| 助成対象事業  | 助成対象経費及び交付額  | 交付上限                          |
|---|--|-------------------------------|
| (1) D51 320号機 (道の駅あびら D51ステーション併設鉄道資料館) をはじめとした炭鉄港関連施設又は民族共生象徴空間ウポポイへの旅行を含む室蘭線活用行事<br><br><b>自治会や親子等の親睦行事に!</b> | ①北海道旅客鉄道株式会社管内の鉄道運賃及び料金 10/10以内<br>②あつまバス株式会社、有限会社追分ハイヤー、安平町循環バス、安平町デマンドバスの運賃及び料金 10/10以内<br>③上記①②を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>④炭鉄港関連施設、民族共生象徴空間ウポポイの入場料及び体験等料金 10/10以内<br>⑤安平町内における公共施設及び温泉施設等の料金 10/10以内<br>⑥飲食に係る経費 (安平町内での販売商品に限る。)<br>⑦上記①～⑥を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑧上記①～⑧を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑨上記①～⑨を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑩上記①～⑩を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑪上記①～⑪を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑫上記①～⑫を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑬上記①～⑬を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑭上記①～⑭を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑮上記①～⑮を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑯上記①～⑯を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑰上記①～⑰を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑱上記①～⑱を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑲上記①～⑲を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>⑳上記①～⑳を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉑上記①～㉑を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉒上記①～㉒を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉓上記①～㉓を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉔上記①～㉔を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉕上記①～㉕を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉖上記①～㉖を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉗上記①～㉗を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉘上記①～㉘を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉙上記①～㉙を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉚上記①～㉚を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉛上記①～㉛を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉜上記①～㉜を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉝上記①～㉝を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉞上記①～㉞を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㉟上記①～㉟を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊱上記①～㊱を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊲上記①～㊲を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊳上記①～㊳を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊴上記①～㊴を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊵上記①～㊵を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊶上記①～㊶を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊷上記①～㊷を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊸上記①～㊸を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊹上記①～㊹を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊺上記①～㊺を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊻上記①～㊻を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊼上記①～㊼を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊽上記①～㊽を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊾上記①～㊾を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>㊿上記①～㊿を除くバスやタクシー等の公共交通運賃及び料金<br>①の助成額を上回らない額 | 左記①～⑥の助成額合計が1名につき1万円かつ1団体20万円 |
| (2) 上記(1)を除く室蘭線活用行事   | 本表(1)の①～⑥に同じ<br><br>「室蘭線の旅モデルプラン」は、<br>こちらのQRコードから!  | 左記①～⑥の助成額合計が1名につき5千円かつ1団体10万円 |



祝 日本遺産認定! 「炭鉄港」



### 助成金手続きの流れ

申請受付期限: 令和7年3月15日まで

- 1 まずは担当課へ相談
- 2 申請
- 3 交付決定
- 4 実績報告

お問合せ先 (担当課)

安平町役場 政策推進課 政策推進グループ ☎ 0145-22-2751

## 地震で業者廃業 安平・早来地区

# タクシー空白地帯 協力隊員がカバー

【安平】胆振東部地震の影響でタクシーの空白地帯だった町早来地区で、24日から運行が始まる。町が運転手を地域おこし協力隊員として確保、追分ハイヤーに派遣することで実現した。

早来地区では、早来ハイヤーが地震の約半年後の2019年3月に廃業。町追分地区の追分ハイヤーが20年4月から同地区で運行していたが採算が合わず、1年で撤退した。現在、町がデマンドバスを運行しているが、目的地が限られ、町外へ行けないなど制約が多い。

そこで町は、菅原裕公さん(60)を今月1日付で協力隊員として採用し、追分ハイヤーに派遣。24日から月曜午前9時～午後7時、金曜と土曜午前9時～午後9時に運行する。町民向けの半額助成制度も利用できる。菅原さんは滝川出身。56歳で勤めていた会社を早期退職後、2種免許を生かした仕事を道内で探していたところ、安平町の協力隊への応募を決めた。今回埼玉県から移住し、タクシーの運転手は初めてという。町内の地理把握を兼ねて1軒ずつチラシを配るなど意欲的だ。菅原さんは「まだ再開を知らない町民が多い。便利さを知ってもらい、運行して良かったと思っています」

## 町採用・24日から 菅原さん「便利さ知って」



「多くの町民に利用してほしい」と語るタクシー運転手の菅原裕公さん

「ほしい」と話す。5月末現在で町の人口は7317人で、うち早来地区は4422人。追分ハイヤーは「経費の大半は人件費のため、十分成り立つと」。問い合わせは追分ハイヤー 早来営業所、電話0145・29・7045へ。

町は「協力隊員をタクシ

(松本俤一)

町が助成

～地域公共交通の維持確保のために～

# 半額でハイヤーに 乗車できます



町民に対するハイヤー運賃半額助成の事業を令和6年4月以降も実施します

## 補助の対象

(安平町地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金)

町民に対して、ハイヤー運賃の2分の1を助成します。

有限会社追分ハイヤーが運行\*する「追分エリア」「早来エリア」のどちらのハイヤーに乗車しても助成の対象です。

\*限られた体制により営業しており、やむを得ず臨時休業が生じる場合があります。

### 1 町内移動のハイヤー運賃

追分ハイヤー

早来エリア 追分エリア



どちらも補助対象

助成回数に制限はありません

### 2 対象地域に所在する 医療機関までのハイヤー運賃

追分ハイヤー

他社ハイヤー

早来エリア 追分エリア

町外



どちらも補助対象



補助対象外

町民1名につき、月1回(往路片道)限り  
帰りの町外ハイヤーは対象外

対象地域

苫小牧市/千歳市/恵庭市/厚真町/むかわ町/由仁町/栗山町

## ご利用方法

1 運転手に  
助成利用希望を  
お伝えください



運賃の半額助成を  
利用します!

2 住所や氏名が  
確認できる  
証明書を提示



3 運賃伝票に  
氏名を自署



4 運賃の半額を  
お支払い



※ハイヤーの台数が限られているため、混み合うときは乗車までお待ちいただく場合があります。  
※町外へのご利用は、前日までに電話予約をお願いします。

町の「共通回数乗車券」  
でのお支払いもOK!

【ハイヤー乗車のお申し込み】 有限会社追分ハイヤー (日曜休業)

追分エリア ☎ 252150 (営業時間 月～木曜 7時30分～21時、金・土曜 7時30分～23時)

早来エリア ☎ 297045 (営業時間 月曜9時～19時、金曜 9時～21時、土曜 9時～21時)

↳ 地域おこし協力隊員が着任し、令和6年6月24日から一部(週3日)営業を再開します。

【制度に関する問合せ】 政策推進課 政策推進グループ ☎ 22751

# バス・ハイヤー



## 二種免許の取得費を助成します

まちでの生活に必要な公共交通を支える人材の育成確保を図り、もってバス及びハイヤーの維持確保及び持続可能な公共交通を実現するため、第二種運転免許の取得に係る費用に対して、町の予算の範囲内で助成金を交付します。

**R5新規事業**

### 助成金の交付対象者

(安平町第二種運転免許取得費助成金)

助成金の交付対象者は、交付申請時において次に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- 1 第二種運転免許の受験資格を有する方（受験資格特例教習を受講又は修了する予定の者を含む）
- 2 65歳以下の方
- 3 市町村税の滞納がない方
- 4 町内を運行するバス及びハイヤー事業者の従業員として内定又は決定し、町長及び事業者との三者協定を締結した個人

### 助成金の対象となる経費

助成金の交付の対象となる経費及び額は、次表のとおりとなります。

国等から同様の目的による補助金等を受ける場合は、これを対象経費から除くものとします。

| 助成対象経費   | 交付額  |
|--|--|
| (1) 第二種運転免許の取得までに必要な教習所料金及び運転免許試験場に係る費用（検定等不合格による補習料金及び再検定費用、資格取得に係る旅費は除く）   | 町民 10分の10以内<br>町民以外 3分の2以内   |
| (2) 第二種運転免許の取得に係る諸費用（(1)の交付の対象となる場合に限る）<br><br>詳しくはこちらから<br><a href="#">「安平町第二種運転免許取得費助成金実施要綱」</a> →  | 通学形式の場合<br>1日当たり1,000円、<br>通算20,000円を限度<br>合宿形式の場合<br>1日当たり2,000円、<br>通算20,000円を限度 |
| (3) その他町長が特に必要と認めた費用   | 実費額を限度   |

### 助成金手続きの流れ

申請期限：第二種運転免許の取得予定日の属する年度の2月15日まで

- 1 町又は事業者へ相談
- 2 事業者との面接
- 3 採用内定、三者協定締結
- 4 助成金申請・第二種運転免許取得通学
- 5 就業・運転業務開始、助成金実績報告

12か月以内に離職等があった場合には助成金の返還規定がありますので、詳しくは実施要綱をご覧ください。

## 議事（3）

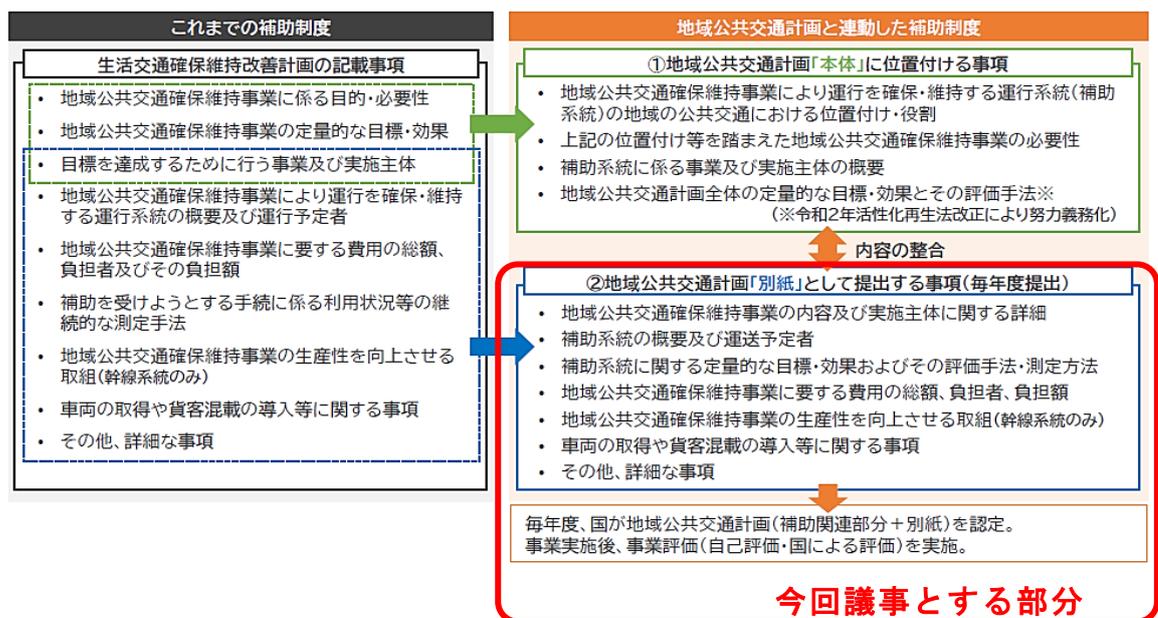
### 循環バスに係る地域公共交通確保維持事業計画について

循環バスにおける地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統補助・国庫補助）の活用に係る事業計画の策定について、委員の承認を求めます。

## 記

### （1）策定目的

地域公共交通の持続可能なサービス提供に向けた取組を支援する国の「地域公共交通確保維持改善事業」を活用し、循環バスの維持確保を図るために必要な事項等を計画として定めるものです。策定済みの安平町地域公共交通計画に加え、その別紙として当該事業計画を策定します。なお今回は、令和7補助年度（令和6年10月1日～令和7年9月30日）を含む向こう3か年にわたる計画となります。



### （2）計画の対象である「循環バス」の概要

- ・ 運送種別 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）
- ・ 運送主体 安平町
- ・ 運送区域 道の駅～早来駅前～早来源武 38.8km
- ・ 運行数量 計画運行日数：244日 計画運行回数：のべ2,440回（片道で1回）
- ・ 使用車両 3台（ハイエースコミューター、キャラバン、リエッセII）
- ・ 運行委託 あつまバス株式会社に運行業務を委託（事業者協力型自家用運送）
- ・ 登録期間 令和3年2月26日～令和8年3月31日（5年間）
- ・ 担当部署 安平町役場 政策推進課政策推進グループ 担当：高橋

### **(3) 計画内容（別冊）**

- ①従来同様、平日の週5日間、遠浅～早来～安平～追分の地区間を跨ぐ移動目的及び鉄道・幹線バスに接続する支線として、1日10便運行する計画とします。
- ②前計画からの主な変更点としましては、令和6年4月1日改正内容を踏まえた「19.利用者等の意見反映状況」等の時点修正を行いました。
- ③目標値については、地域公共交通計画に掲載している数値目標（同計画 P84）及び目標達成に必要な施策・事業（同計画 P68～P82）と整合性をとって作成しています。

### **(4) その他**

この計画書は、毎年6月末までに当会議の承認を受けたうえで北海道運輸局に提出し認定を受ける必要があります。本日同意いただいた後、北海道運輸局の点検を受けるときの軽微な修正・変更については事務局に一任いただきたくご了承くださいませようお願いいたします。

なお、補助対象期間終了後は、1月末までに当会議による事業評価を行い、次期（毎年6月）の計画策定に生かすサイクルとなっています。

## 議事（４）

### 安平町地域公共交通協議会の決算及び予算について

当協議会の令和５年度決算及び令和６年度予算について、下記のとおりお諮りいたしますので、委員の承認を求めます。

#### 記

##### 【不適切な処理の是正について】

地域公共交通計画策定経費に対する国庫補助金を令和３年度の協議会会計で受けて同年度内に支払い等の一連の処理を終えた後、「預金利子６円」が翌年度の令和４年８月に発生していたことを令和４年度決算事務を行った令和５年６月に確認。協議会の令和４年度会計で６円を支出し、町の令和５年度会計で６円の返納を受ける形で処理を進める旨、令和５年度の当協議会会議においてご説明をしておりましたが、その「預金利子６円」が現在も返納未処理のままとなっております。

この残ってしまっている「預金利子６円」については、令和６年度協議会会計から支出し、令和６年度の町会計で受けるよう、本議案が承認されましたら１両日中に処理をいたします。この間、不適切な処理が続いてしまいましたこと、お詫び申し上げます。

なお問題点として、令和４年度は会計が動く協議会事業がなかったことを背景に監査を受けていなかったことが挙げられます。再発防止策として、無利息普通預金（決裁用預金）へ切り替えるとともに、ゼロ決算であろうとも監査を毎年度受けることとします。

## ①安平町地域公共交通協議会 令和５年度決算

### 【令和５年度決算書】

#### （１）歳入

| 款     | 項     | 目     | R5 予算額 | R5 決算額 | 説明        |
|-------|-------|-------|--------|--------|-----------|
| 1 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 0      | 0      |           |
| 2 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0      | 6      | R4.8 預金利子 |
| 3 諸収入 | 1 諸収入 | 1 諸収入 | 0      | 0      |           |
| 歳入合計  |       |       | 0      | 6      |           |

#### （２）歳出

| 款     | 項     | 目     | R5 予算額 | R5 決算額 | 説明 |
|-------|-------|-------|--------|--------|----|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 0      | 0      |    |
|       | 2 事務費 | 2 事務費 | 0      | 0      |    |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 0      | 0      |    |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 0      | 0      |    |
| 歳出合計  |       |       | 0      | 0      |    |

歳入合計 ６円 － 歳出合計 ０円 ＝ 翌年度繰越額 ６円

出納帳及び収支証拠書類等を監査し、予め説明を受けた事項を除き、適切に処理されていたことを確認しました。

令和６年６月２６日

監事 あつまバス株式会社 吉田 章

安平地区連合自治会 佐々木 弘

## ②安平町地域公共交通協議会 令和6年度予算（案）

【令和6年度予算書】

### （1）歳入

| 款     | 項     | 目     | R5 予算額 | R6 予算額    | 説明        |
|-------|-------|-------|--------|-----------|-----------|
| 1 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 | 0      | 3,083,000 | 国庫補助      |
| 2 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0      | 6         | R4.8 預金利子 |
| 3 諸収入 | 1 諸収入 | 1 諸収入 | 0      | 0         |           |
| 歳入合計  |       |       | 0      | 3,083,006 |           |

### （2）歳出

| 款     | 項     | 目     | R5 予算額 | R6 予算額    | 説明                         |
|-------|-------|-------|--------|-----------|----------------------------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 | 0      | 0         |                            |
|       | 2 事務費 | 2 事務費 | 0      | 0         |                            |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 0      | 3,083,006 | 循環バス財源として町に支出<br>※町返還金(6円) |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 0      | 0         |                            |
| 歳出合計  |       |       | 0      | 3,083,006 |                            |

歳入予算については、1年前の当会議において承認を受けた地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統補助・国庫補助）の計画に基づく補助見込み額を計上しております。令和7年3月頃に補助額が確定し入金される予定です。

また、歳出予算については、地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統補助・国庫補助）の補助対象事業である循環バス運行費用の財源として町に支出する予定です。

なお、この歳入・歳出の取扱いは、法及び補助要綱の改正に伴い、交付対象者が法定協議会（当協議会）に限定されたことによるものです。

※町返還金の6円の説明については、前ページのとおり。

○安平町地域公共交通会議規則（令和4年9月12日最終更新・本則のみ）

平成21年3月31日  
安平町規則第9号

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた協議をするため、安平町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- （2） 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3） 地域公共交通網形成計画に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、17人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 安平町副町長
- （2） 室蘭運輸支局長が指名する職員
- （3） 北海道胆振総合振興局長が指名する職員
- （4） あつまバス株式会社の代表
- （5） 有限会社追分ハイヤーの代表
- （6） 北海道旅客鉄道株式会社の代表が指名する社員
- （7） 地域住民の代表（自治会・町内会連合会、老人クラブ連合会）
- （8） 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会の代表
- （9） 道路管理者が指名する職員
- （10） 北海道警察札幌方面苫小牧警察署長が指名する職員
- （11） 学識経験者
- （12） その他交通会議が必要と認める者

（任期）

第4条 交通会議の委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに交通会議の委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 交通会議に会長を置く。

2 会長は、第3条第1項第1号に規定する者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故その他の事由により支障があるときは、他の委員から町長が指名し、その職務を代理させることができる。

（会議）

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、交通会議の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合、その委員の権限を代理する者（以下「代理者」という。）を出席させることができるものとし、代理者を出席させ

られないときは、議長又は他の委員の中から書面をもって特定し表決を委任することができるものとする。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 交通会議は、原則としてこれを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、公開しないことができる。

(1) 安平町情報公開条例（平成18年安平町条例第12号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

6 交通会議が必要と認めた場合は、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（協議結果の取扱い）

第7条 交通会議を構成する団体等の関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

（公印の取扱い）

第8条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、用途、形状、寸法及び保管責任者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、安平町において定められている公印の取扱いの例による。

（運営協議会）

第9条 特定非営利活動法人及び社会福祉法人等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）及び交通機関空白の過疎地域における有償運送（以下「過疎地有償運送」という。）について、次に掲げる事項を協議するため、安平町福祉有償運送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(1) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の必要性についての意見の集約

(2) 福祉有償運送及び過疎地有償運送を行う場合の安全性の確保及び旅客の利便性の確保に係る方策

(3) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の許可及び更新の申請内容

(4) 福祉有償運送及び過疎地有償運送の適正な実施

(5) その他福祉有償運送及び過疎地有償運送に関し必要と認められる事項

（運営協議会の構成員、会議等）

第10条 運営協議会の委員は、第3条に規定する交通会議の委員をもって充てる。

2 運営協議会に会長を置き、交通会議の会長が兼務する。

3 第5条第4項及び第5項、第6条並びに第7条の規定は、運営委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「交通会議」とあるのは、「運営協議会」と読み替えるものとする。

（交通会議への報告）

第11条 運営協議会が調整した事項に係る交通会議に対する報告は、運営協議会における議決をもって行われたものとみなす。

（庶務）

第12条 交通会議の庶務は、政策推進課において処理する。ただし、運営協議会の庶務のうち福祉有償運送に係るものは、健康福祉課において処理する。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、交通会議及び運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 安平町地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に必要な事項を協議及び実施するため、安平町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、勇払郡安平町早来大町95番地安平町役場内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の推進及び評価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員及び委員)

第4条 協議会は、次に掲げる構成員の委員17名以内をもって組織する。

- (1) 安平町(副町長)
  - (2) 地方運輸局(北海道運輸局室蘭運輸支局)
  - (3) 北海道(胆振総合振興局地域創生部)
  - (4) 公共交通事業者(あつまバス株式会社、有限会社追分ハイヤー、北海道旅客鉄道株式会社)
  - (5) 地域住民の代表(自治会・町内会連合会、老人クラブ連合会)
  - (6) 公共交通事業の従事者(北海道地方交通運輸産業労働組合協議会室蘭地区交通運輸産業労働組合協議会)
  - (7) 道路管理者(北海道開発局室蘭開発建設部、胆振総合振興局室蘭建設管理部)
  - (8) 公安委員会(苫小牧警察署)
  - (9) 学識経験者(苫小牧工業高等専門学校教授)
  - (10) その他交通会議が必要と認める者(安平町商工会)
- 2 協議会の構成員及び委員の選任に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号)を参照するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
  - (2) 監事2名
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故その他の事由により支障があるときは、その職務を代理させる者を委員の互選により定めることができる。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長に事故その他事由により支障があるときは、第6条第5項に基づく職務を代理させる者を定めるまでの間、第11条に規定する事務局の職員がその職務を代理する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合、その委員の権限を代理する者(以下「代理者」という。)を出席させることができるものとし、代理者を出席させられないときは、議長又は他の委員の中から書面をもって特定し表決を委任することができるものとする。この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 会議は、原則としてこれを公開する。ただし、会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる協議については、公開しないことができる。

6 緊急を要する場合又は会長が適当と認める場合にあっては、会議の開催に代えて書面により意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

7 協議会が必要と認めた場合は、会議に委員以外の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(分科会)

第9条 協議会は、第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、用途、形状、寸法及び保管責任者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、安平町において定められている公印の取扱いの例による。

(事務局)

第11条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、安平町政策推進課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算及び決算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第14条 委員、第7条第4項及び第7項の規定により会議に出席した者又は第9条に基づく分科会に出席した者は、報酬及び費用弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者及び安平町職員又は同日に開催された地域公共交通に関連する会議において報酬及び費用弁償を受けている場合については、この限りでない。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の地域公共交通会議の例による。

(解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行後最初に委員となる者の任期は、第5条の規定によらず令和4年9月11日までとする。

附 則

この規約は、令和5年1月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月30日から施行する。

別表（第10条関係）

| 公印の名称            | 用途           | 形状               | 寸法        | 保管責任者  |
|------------------|--------------|------------------|-----------|--------|
| 安平町地域公共交通協議会会長の印 | 会長名をもって発する文書 | 安平町地域公共交通協議会会長之印 | 方18ミリメートル | 政策推進課長 |

## 安平町地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安平町地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、安平町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 規約第11条第2項に規定する事務局には、事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長には、安平町政策推進課課長又は参事を、事務局員には、安平町政策推進課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、安平町において定められている文書の取扱いの例による。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月7日から施行する。

安平町地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安平町地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、安平町地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、安平町及び国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(歳入歳出予算区分)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れて保管するものとする。

(出納員)

第6条 会長は、事務局長に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局長は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適正に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月7日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 補助金 | 1 補助金 | 1 補助金 |
| 2 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 3 諸収入 | 1 諸収入 | 1 諸収入 |

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

| 款     | 項     | 目     |
|-------|-------|-------|
| 1 運営費 | 1 会議費 | 1 会議費 |
|       | 2 事務費 | 2 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

(案)

令和6年6月27日

(名称) 安平町地域公共交通協議会

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

安平町は、北海道の南西部、胆振管内の東部に位置し、面積は237.1km<sup>2</sup>、人口約7,300人の軽種馬や酪農などの農業を基幹産業とした過疎地域であり、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震で大きな被害を受けたことにより人口減少幅が大きくなった地域である。その地震の被害はハイヤー事業者や医院、商店の廃業という形でも表れ、新型コロナウイルス感染症の流行がこれに追い打ちをかけるように地域に重い影響を与えた。

こうした背景を直視し、地域住民にとってより使いやすく持続可能な公共交通を目指して令和4年6月に安平町地域公共交通計画を策定した。この計画を指針に、鉄道、バス、ハイヤー等の移動手段の更なる有効機能、まちづくり計画との連携等による継続的で発展的な地域住民の足を確保し、住みよい環境づくりに取り組んでいるところである。

そのような中、当該地域公共交通確保維持事業により確保を図る「循環バス」は、ニーズとの乖離等の問題点を改善した抜本的な取組として令和元年度から運行を開始し、幹線交通と接続する支線の役割を担っている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時低迷した利用者は、令和4年度に入り回復。令和5年度以降も利用が伸びており、住民生活を支え、地域内を回遊交流するための重要な路線として存在感が増している。

以上により、自家用有償旅客運送による「循環バス」を確保維持することが地域にとって必要であることから当該事業計画を策定するものである。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

- 「循環バスの利用者数」を「5,200人/会計年度」以上とする。  
 ⇒ 令和7補助年度期間(R6.10~R7.9)においても同数を目標とする。  
 (参考:地域公共交通計画の目標値:循環バス+デマンドバス=8,200人)  
 人口減少及び運転手不足のため現状の改善となっていない目標となっているが、自由乗降区間の拡充等の施策により利用者を確保し、現状維持以上を目標とする。
- 「循環バスの経常収支率」を「4.8%/会計年度」以上とする。  
 ⇒ 令和7補助年度期間(R6.10~R7.9)においても同数を目標とする。  
 (参考:経常費用21,791千円/大人5,200人\*200円≒4.8%)  
 地域公共交通計画の目標値:循環バスとデマンドバス合計で6.0%)  
 人口減少及び物価高騰のため現状の改善となっていない目標となっているが、自由乗降区間の拡充等の施策により利用者を確保し、現状維持以上を目標とする。
- 「循環バスに対する町負担割合」を「82.0%/会計年度」以下とする。  
 ⇒ 令和7補助年度期間(R6.10~R7.9)においても同数を目標とする。  
 (参考:国調人口7,340人×単価120円+加算200万円=フィーダー補助2,880千円を想定。  
 地域公共交通計画の目標値:循環バスとデマンドバス合計で86%)  
 人口減少及び物価高騰のため現状の改善となっていない目標となっているが、公共交通をインフラと捉え必要な環境整備のための費用増を想定しているなかで、自由乗降区間の拡充等の施策により利用者を確保し、緩やかな町負担増にとどめる目標とする。

(以上は、安平町地域公共交通計画の数値目標P84と整合している目標値である。)

**(2) 事業の効果**

循環バスを維持確保することにより、高齢者等の交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統の苫小牧・沼ノ端線やJR室蘭線・石勝線との連携により効率的な運行体系が実現し、町内外者の利用増及び幹線・支線間の相乗効果が期待される。さらには、地域間連携が促され、外出促進・地域活性化にもつながる。

**3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**

- ・循環バスの停留所見直し、町道部分の自由乗降区間の拡充（安平町、交通事業者等）
  - ・店舗やコミュニティスペース等と連携した待合環境の向上（安平町、商店街等）
  - ・運行ダイヤの見直しなど移動ニーズに合わせた選択と集中による強弱のある運行形態への変更検討（安平町、交通事業者等）
  - ・循環バスのオープンデータ化を実施し、民間のシステムによる情報発信の促進（安平町、交通事業者等）
  - ・生活交通に軸を置きつつも観光等における二次交通利用の促進（安平町、交通事業者等）
  - ・あびらチャンネルの活用による情報発信や啓発活動の強化（安平町）
  - ・町内の公共交通で共通して使用でき交通間の利用流動化・活性化を促す乗車券の発行継続（安平町、交通事業者等）
  - ・高齢者や障がい者等に対する福祉交通助成事業、運転免許証自主返納者支援事業継続（安平町）
  - ・住民意見交換会など対話による利用促進活動の実施（安平町、交通事業者、地域住民）
  - ・賢く上手な公共交通の組合せ利用を促す総合時刻表や乗り方ガイド等の提供継続（安平町、交通事業者等）
  - ・行動変容の促進を目指してノーカー運動の実施（安平町、地域住民等）
  - ・駅・停留所の美化活動など町民協働による「私たちの公共交通」意識の醸成（安平町、地域住民、商店街等）
- （以上、安平町地域公共交通計画 P68～P82 参照）
- ・運転手不足にある中でインフルエンザ等の感染症からエッセンシャルワーカーを守る対策として、マスクの着用、消毒液の設置、車内換気の励行（安平町、交通事業者）

**4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者**

表1を添付 **(会議資料としては添付略)**

**5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る循環バスについて、その運行に係る費用総額 21,791 千円のうち、安平町から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

**6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法**

毎年、交通事業者等による実績データを把握し、協議会で審議する。

**7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要**  
**【地域間幹線系統のみ】**

|   |
|---|
| ※該当なし   |
| 8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧<br><b>【地域間幹線系統のみ】</b>   |
| ※該当なし   |
| 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br><b>【地域間幹線系統のみ】</b>  |
| ※該当なし   |
| 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要<br><b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>   |
| 表5を添付 (会議資料としては添付略)   |
| 11. 車両の取得に係る目的・必要性<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| 運行一回当たりの最大乗車想定人数のほか、運行経路の一部が狭いことや車両維持費等を総合的に勘案し、14人乗り小型車両(ワゴン車)を平成30年度に取得し運行している。   |
| 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果<br><b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>  |
| (1) 事業の目標   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「循環バスの利用者数」を「5,200人/会計年度」以上とする。</li> <li>⇒ 令和7補助年度期間(R6.10~R7.9)においても同数を目標とする。</li> <li>(参考:地域公共交通計画の目標値:循環バス+デマンドバス=8,200人)</li> </ul>  |
| (2) 事業の効果   |
| 専用ラッピングが施された新車を導入することによって町民に対する視認性の高さが利用促進に繋がるほか、快適な乗車空間を確保することができる。高齢者や子ども等の生活に必要な移動手段が確保され、幹線・支線のネットワークがこれまで以上に連携することで町民等の交通利便性が高まり、利用者の増加が期待できる。ひいては、外出促進や地域間交流、健康増進が図られ地域の活性化につながるとともに、地域の実情に合った持続可能な公共交通サービスが実現する。 |
| 13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>   |
| 表6を添付 (会議資料としては添付略)   |
| なお、車両購入経費から国庫補助金を差し引いた差額分を安平町が負担する。   |

**議事(3) 関係安平町地域公共交通計画 別紙**

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年6月30日（令和5年度第1回安平町地域公共交通会議兼協議会）  
循環バス実績を含む地域公共交通計画の令和4年度評価、地域公共交通計画別紙事業計画承認 ほか
- ・令和6年1月16日（令和5年度第2回安平町地域公共交通会議兼協議会）  
地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価、循環バス時刻・自由乗降区間改正 ほか
- ・令和6年6月27日（令和6年度第1回安平町地域公共交通会議兼協議会）  
循環バス実績を含む地域公共交通計画の令和5年度評価、地域公共交通計画別紙事業計画承認 ほか

19. 利用者等の意見の反映状況

町内会連合会の要望及び循環バスの乗客を対象としたアンケート結果を踏まえ、自由乗降区間を拡充（新設1か所）したほか、JR北海道との連携により千歳駅-追分駅間の普通列車との接続改善を図った。

**【以下、意見を反映し改善を図った主な事項】**

- ①循環バスにおける運行時刻の改正（千歳駅-追分駅間の普通列車との接続改善）
- ②循環バスにおける自由乗降区間の変更（新設1か所：追分高校前）

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

（住 所）安平町早来大町 95

（所 属）安平町政策推進課政策推進グループ

（氏 名）高橋 克年

（電 話）0145-22-2751

（e-mail）kikaku@town.abira.lg.jp



# 安平町の公共交通「乗り方ガイド」

2024年4月1日現在

## 鉄道（JR北海道）

都市間・町内駅間を短時間で移動できます

### 【乗るときは】

#### 追分駅（有人駅）の場合

##### ①窓口又は自動券売機で目的地までの切符を購入します

- ・駅内には、当駅から行きたい駅までの金額表示がされています。
- ・窓口には係員がいないときは、自動券売機で切符を購入します。券売機に必要なお金を入れ、ボタンを押すと切符が発券されます。誤った切符を購入しないよう、券売機の表示をよく確認しましょう。



ワンマン列車の乗降口は、一番前のドアになります。

##### ②行き先の列車が入る「ホームの番号」と「発車時刻」を改札上部の表示板で確認します

- ・「改札中」のランプが点灯していれば改札中の表示ですので、切符を持って改札に向かいます。

##### ③改札口の係員に切符を渡し、改札を受けたら、列車が入るホームに向かい乗車します

- ・1番ホームは手前（改札口を過ぎてすぐ）、2番ホーム及び3番ホームは階段を渡った先のホームになりますので、ホームを間違わないよう注意しましょう。



整理券を忘れず取りましょう。

（無人駅又は追分駅の窓口営業時間外の場合）

#### 安平駅・遠浅駅（無人駅）の場合

##### ①列車が来たら列車内の整理券をとって乗車します

- ・無人駅で乗車するときは切符を購入するところがありませんので、列車乗降口の「整理券」を取り忘れないようにだけ注意して、列車が来たらそのまま乗車着席します。
- ・行き先の列車が入るホームを間違わないよう、予め駅内の掲示を確認しておきましょう。

#### 早来駅（無人駅）の場合

- ・早来駅は無人駅ではありますが、安平町物産館が併設されていますので、物産館が営業している時間（8:30～18:00/12月31日～1月3日は休業）には、切符を購入することができます。物産館が営業時間外の場合は、安平駅・遠浅駅と同じ流れで乗車します。

### 【降りるときは】

#### 有人駅の場合

##### ①切符を自動改札機に入れるか、改札口の係員に渡します

- ・無人駅で乗車した場合は、改札口の係員に運賃を支払います。



#### 無人駅（又は追分駅の窓口営業時間外）の場合

##### ①運賃又は切符は、整理券と一緒に、一番前のドア付近の運賃箱に入れます

- ・ワンマン車両の場合は、一番前のドアだけが開きますので、注意しましょう。
- ・特急列車から降りたときは、改札口にある切符受箱に切符を入れて駅を出ます。

町民対象のハイヤー運賃半額事業（町内移動・近隣医療機関）実施中！

## ハイヤー（追分ハイヤー）

適時性や行き先の自由度に優れた便利な公共交通。お急ぎの方、ワゴン車両の乗降には不安がある方に最適です。町が発行する「共通回数乗車券」も使用できます。

追分エリア ☎0145-25-2150（日曜休業）  
営業時間 月～木曜 7:30～21:00  
金・土曜 7:30～23:00

早来エリア 地域おこし協力隊員が着任予定  
（詳細が決まり次第広報紙等でお知らせします）

## 地域間幹線バス（あつまバス）

隣接市との連絡バス。早来駅で鉄道に乗換えも可能

- \* 苫小牧線・沼ノ端線（厚真～早来駅～沼ノ端駅～苫小牧駅）
- \* 千歳線（厚真～早来駅～空港～南千歳駅～千歳駅）

あつまバス ☎0145-27-2311

通年/営業時間 6:00～20:30

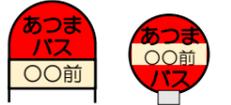


各線の詳細はあつまバスホームページから

### 【乗るときは】

#### ①バス停でバスを待ちます。あつまバスのバス停は「赤色」です

- ・バス停の時刻表を確認して、行き先のバスが停まるバス停であることを確認します。
- ・平日ダイヤと土日祝ダイヤがありますので、運休等に注意しましょう。



#### ②バスが来たら、バスの正面と側面に表示されている「行き先」や「経由地」を確認します



- ・あつまバスの車両は、左写真のような大型バスになります。車両の側面中央のドアが乗り口です。
- ・バスが近づいたら、乗り間違いのないように表示を確かめましょう。



#### ③乗り口で「整理券」を取ります

- ・乗り口のステップ付近にある整理券発券機（写真右）から整理券をとります。

### 【降りるときは】

#### ①次が目的地のバス停になったときは、降車ボタンを押します

- ・次の停留所は、車内前方の運賃表示機又は車内アナウンスで確認します。
- ・降車ボタンは、窓枠などに設置されています。押すとブザーが鳴り、ランプが点灯します。
- ・バスが完全に停止してから、バスの前方に進みます。（ブレーキ時の転倒などに注意）



#### ②運賃を運賃箱に入れて支払い、降車します

- ・運転手横の運賃箱（写真右）に「整理券」と「運賃」を入れます。
- ・運賃の額は、整理券の番号と運賃箱の上部にある運賃表示機の表示とを照合して確認します。
- ・両替が必要なときは、運賃箱の両替機が利用できます。
- ・安平町内を経由するあつまバス路線でも、安平町が発行する「共通回数乗車券」を使用できます。

#### 【千歳線 運賃表（主な停留所のみ）】

|      |      |      |       |       |       |      |      |     |       |     |      |     |       |      |       |      |      |      |
|------|------|------|-------|-------|-------|------|------|-----|-------|-----|------|-----|-------|------|-------|------|------|------|
| 1200 | 950  | 930  | 910   | 900   | 880   | 880  | 840  | 820 | 780   | 750 | 710  | 710 | 660   | 660  | 630   | 230  | 200  | 千歳駅  |
| 1160 | 880  | 850  | 840   | 830   | 800   | 800  | 770  | 750 | 710   | 680 | 640  | 640 | 570   | 570  | 550   | 200  | 南千歳駅 |      |
| 1110 | 840  | 830  | 820   | 810   | 780   | 780  | 750  | 710 | 680   | 650 | 620  | 620 | 550   | 550  | 530   | 千歳空港 |      | 苫小牧駅 |
| 750  | 470  | 450  | 440   | 430   | 410   | 410  | 370  | 340 | 300   | 250 | 200  | 200 | 140   | 140  | 北富岡   | 沼ノ端駅 | 490  |      |
| 730  | 440  | 430  | 410   | 400   | 380   | 380  | 340  | 320 | 270   | 220 | 160  | 160 | 140   | 中富岡  | アイリス川 | 340  | 500  |      |
| 730  | 440  | 430  | 410   | 400   | 380   | 380  | 340  | 320 | 270   | 220 | 160  | 160 | 富門華   | 遠浅駅前 | 140   | 340  | 500  |      |
| 660  | 370  | 350  | 340   | 330   | 310   | 310  | 260  | 230 | 190   | 140 | 140  | 農場前 | 遠浅公民館 | 140  | 140   | 350  | 500  |      |
| 660  | 370  | 350  | 340   | 330   | 310   | 310  | 260  | 230 | 190   | 140 | 臨空団地 | 東遠浅 | 170   | 190  | 190   | 370  | 530  |      |
| 630  | 330  | 310  | 300   | 290   | 260   | 260  | 220  | 190 | 140   | 富岡  | 早来橋  | 140 | 220   | 240  | 240   | 370  | 530  |      |
| 580  | 280  | 270  | 250   | 240   | 210   | 210  | 150  | 140 | 家畜市場  | 新栄  | 140  | 150 | 250   | 270  | 270   | 370  | 530  |      |
| 550  | 240  | 220  | 210   | 200   | 170   | 170  | 140  | 北町  | さつき団地 | 140 | 140  | 170 | 260   | 280  | 280   | 370  | 530  |      |
| 520  | 210  | 190  | 180   | 170   | 140   | 140  | 北町団地 | 栄町  | 140   | 140 | 140  | 190 | 270   | 290  | 290   | 370  | 530  |      |
| 490  | 140  | 140  | 140   | 140   | 140   | 早来駅前 | 早来駅前 | 140 | 140   | 140 | 180  | 230 | 320   | 320  | 320   | 400  | 560  |      |
| 490  | 140  | 140  | 140   | 140   | 大町    | 大町   | 140  | 140 | 140   | 140 | 180  | 230 | 320   | 320  | 320   | 400  | 560  |      |
| 470  | 140  | 140  | 140   | 大町三叉路 | 大町三叉路 | 140  | 140  | 140 | 180   | 190 | 210  | 260 | 340   | 340  | 340   | 430  | 580  |      |
| 460  | 140  | 140  | おしの広場 | おしの広場 | 140   | 140  | 140  | 180 | 190   | 200 | 220  | 270 | 340   | 340  | 340   | 470  | 590  |      |
| 450  | 140  | 北進   | 北進    | 北進    | 140   | 140  | 140  | 140 | 190   | 200 | 210  | 230 | 290   | 340  | 340   | 450  | 620  |      |
| 430  | 北進団地 | 北進団地 | 北進団地  | 140   | 140   | 140  | 140  | 140 | 200   | 220 | 230  | 250 | 300   | 380  | 380   | 380  | 550  | 630  |
| 厚真   | 厚真   | 430  | 450   | 460   | 470   | 490  | 490  | 520 | 530   | 540 | 550  | 610 | 680   | 680  | 680   | 920  | 1100 |      |

\* 小児運賃は半額（10円未満の端数は四捨五入）

【苫小牧線・沼ノ端線 運賃表（主な停留所のみ）】

## 循環バス（安平町）

追分～遠浅の町内地区間を跨ぐ移動ニーズに応えます

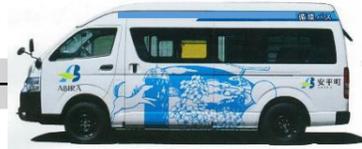
### 【乗るときは】

#### ①バス停でバスを待ちます。循環バスのバス停は「スカイブルー色」です

- ・バス停の時刻表を確認して、行き先のバスが停まる停留所であることを確認します。

#### ②バスが来たら、側面中央の乗降口から乗車します

- ・循環バスの車両は、マイクロバス1台(定員24名)、ワゴン車2台(定員15名・14名)の3台で運行します。車両の形状等が3台とも異なりますが、循環バスの車両には、デマンドバスとの区別や視認性向上のため、3台共通して、スカイブルー色のデザイン塗装を行っています。
- ・行き先の方向を間違えないように、乗降口で行き先を確認しましょう。



ワゴン車のイメージ

### 【降りるときは】

#### ①運転手に「次の〇〇で降ります」など、運転手に声をかけます

- ・降車ボタンはありませんので、運転手にはっきりと声をかけてください。

#### ②バスが停車したら、乗車料金を運転手に渡して降車します

- ・料金は運転手にお渡しください。料金は下表のとおり、1人1回乗車あたり定額料金になります。

| 循環バスの乗車料金区分     | 乗車料金(定額) | 支払い方法                   |
|-----------------|----------|-------------------------|
| 大人(中学生以上)       | 200円     | 降車時に、運転手にお支払いください。      |
| 小人(小学生)         | 100円     | 安平町の共通回数乗車券で支払うことも可能です。 |
| 幼児(未就学児・要保護者同伴) | 無料       | 車内での両替は原則できません。         |

## デマンドバス（安平町商工会・追分ハイヤー）

自宅と街中バス停を結ぶ予約制の公共交通。  
 通院をはじめ小地域内の移動目的に最適です。

### 【初めての方】

#### ①【まずは利用者登録/町民限定バス】「本人を確認できるもの」を商工会に提出します

- ・健康保険証など「本人を確認できるもの」を提出（郵送等は「写し」を提出）。印鑑不要。持参提出の場合は登録証を即日発行！いつかの利用のために予めの登録を！
- 【登録窓口/安平町商工会本所(早来)☎22-2789、商工会支所(追分)☎25-2154】



### 【乗車したいときは】

スマホアプリ予約者「無料乗車キャンペーン」令和6年度限定で実施！

#### ①乗車したい便（時間）の1時間前までに電話又はスマホで予約をします

- ・電話の場合、朝の第1～2便を希望する場合は、前日(前営業日)までに予約する必要があります。
- ・スマホ予約の場合、休日でも乗車申込が可能です。予約確定は平日の営業時間内となります。
- ・帰りの時間がわかっているときには、行き便の予約時に、帰りの便も予約することが可能です。（一度申し込んだ予約の変更やキャンセルも可能です。電話又はスマホにてご連絡ください。）



スマホ予約案内

#### ②乗車予定時刻に合わせて、自宅又は街中バス停で車を待ちます（使用車両：ワゴン車）

- ・時刻表の発車時刻が最初に乗車する利用者の乗車時間の目安となります。乗合バスのため、予約人数や運行経路により目的地までの所要時間が変わります。運賃は降車時に支払います(共通回数乗車券使用可)

|        |                |              |                    |
|--------|----------------|--------------|--------------------|
| 運賃(定額) | 大人(中学生以上) 300円 | 小人(小学生) 150円 | 幼児(未就学児・要保護者同伴) 無料 |
|--------|----------------|--------------|--------------------|

運行状況の問合せ：あつまバス ☎0145-27-2311

通年/営業時間 6:00～20:30

運行に対するご意見等：政策推進課政策推進グループ

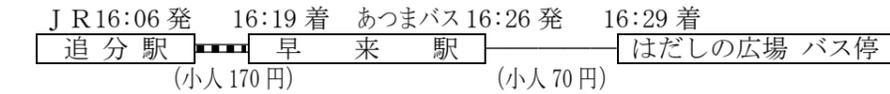
☎22-2751 土日祝休み/開庁時間 8:30～17:15

## ●ご利用のモデルケース紹介 ～乗って活かそう公共交通・賢く上手な公共交通の組合せを～

### ケース①「安平にお住まいの方が千歳へ行く場合」



### ケース②「追分の子どもが、早来のはだしの広場や早来学園等での活動に参加する場合」



## 町内全ての公共交通で使用可能な「共通回数乗車券」 券購入額の10%をポイントあびらに付与！

| 共通回数乗車券の内容  | 販売価格   | (券1枚あたり) | 券の使用可能範囲  |
|-------------|--------|----------|---|
| 50円券×11枚綴り  | 500円   | (約45円)   | 循環バス、デマンドバス、町内のハイヤー、追分駅窓口&早来駅併設物産館(きつぷ購入代金)、あつまバス町内営業路線 |
| 200円券×11枚綴り | 2,000円 | (約182円)  |   |
| 300円券×11枚綴り | 3,000円 | (約273円)  |   |

【販売場所】安平町役場総合庁舎(早来) 政策推進課政策推進グループ窓口  
 安平町役場総合支所(追分) 窓口  
 安平町商工会本所(早来)・追分支所、町内ハイヤー会社

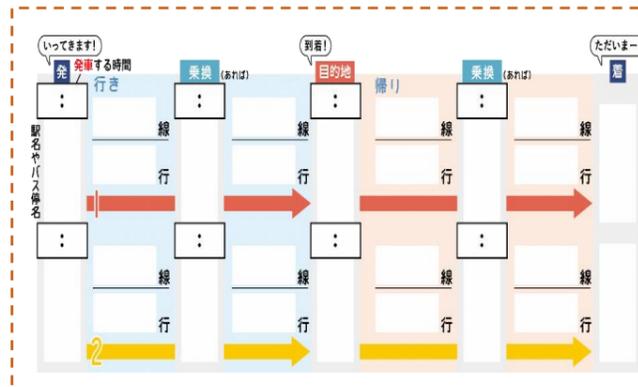
- ・購入の場合は有効期限なし
- ・券の払戻(現金化等)不可

## 安平町の支援事業紹介(1) 運転免許の返納者への支援(運転免許証自主返納者支援事業)

|          |  |                            |
|----------|--|----------------------------|
| 担当課      | 総合庁舎(早来) 税務住民課生活環境グループ(☎22-2940)<br>※総合支所(追分)の窓口でも申請書の受付に限り可能となります。  | 令和6年度より対象年齢の引き下げ等の拡充を行いました |
| 町民への支援内容 | 2019年4月以降に運転免許を自主返納した満70歳以上の町民に共通回数乗車券を交付します。<br>①満80歳に達するまでに免許返納を完了し、かつ役場担当窓口へ申請し、交付決定が認められた方<br>⇒ 年間33,000円分×3年間(以降80歳に達するまでは16,500円分) 交付します。<br>②満80歳を過ぎて免許返納を完了し、かつ役場担当窓口へ申請し、交付決定が認められた方<br>⇒ 年間33,000円分×1年間交付します。<br>※①②の申請には、運転履歴証明書等の自主返納を証明する書類が必要です。 |                            |

## 安平町の支援事業紹介(2) 高齢者やしょうがい者等への支援(福祉交通助成事業)

|          |  |   |
|----------|--|---|
| 担当課      | 総合庁舎(早来) 健康福祉課福祉グループ(☎29-7071)<br>※総合支所(追分)の窓口でも申請書の受付に限り可能となります。  | 福祉交通助成事業で交付する券に限り、令和6年度の交付分から、1年間の有効期限が付きまますのでご注意ください |
| 町民への支援内容 | 以下のいずれかに当てはまる方に共通回数乗車券を年間最大で16,500円分(8月から1年分)を交付します。交付を受けるには初回のみ申請が必要です。<br>①満70歳以上で、介護保険料第1～3段階の方<br>②障害者手帳(身体・知的・精神)所持者又は障害年金受給者<br>③生活保護世帯 ④介護保険施設等の入所者 ⑤ひとり親世帯 ⑥満80歳以上の方 |   |



点線に沿って切ると、名刺サイズの時刻表になります。  
 拡大コピーして、お好みの大きさにしてもOK!

